

中空知圏域における「定住自立圏構想」について

現在、中空知広域市町村圏組合（中空知5市5町で構成）では、さらなる広域連携を推進するため、定住自立圏構想の調査・検討を進めています。

1. 定住自立圏とは

国が平成20年に推進要綱を定めて制度化したもので、人口4万人以上の市が「中心地」となり、近隣の市町村とそれぞれ協定を結んで、医療、産業振興、防災、観光などの分野で広域的に連携し、住民が生活するのに必要な機能を圏域として確保するための制度です。

地方における比較的大きな「中心市」の都市機能と「近隣の市町村」の地域資源をそれぞれ有効活用しながら、圏域全体で大都市への人口流出を防ぐのが狙いです。

2. 定住自立圏を形成するための手続き

○中心市の要件

- ①三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の区域外に所在すること
- ②人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること）
- ③隣接する2つの市の人口が合わせて4万人を超えるときは、複眼型中心市とって、2市で中心市を形成することもできる
- ④昼夜間人口比率（昼間人口を夜間人口で除した数値）が1以上であること

○定住自立圏形成協定までの手続き

- ①「中心市」が「中心市宣言」を行い、圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する

- ② 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する近隣の市町村との間で、議会の議決を経て、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める
- ③ 各市町選出の市民委員による「圏域共生ビジョン懇談会」を設置し、圏域の将来像や具体的な取り組み内容などを記載する「定住自立圏共生ビジョン（おおむね5年を想定）」を策定する。

○定住自立圏共生ビジョン

- ① 「共生ビジョン」に基づき、中心市と連携市町が役割分担し、具体的な取り組みを展開する（定住自立圏の取り組みは、市町村が自主的に行うものであり、国への事前申請や国からの承認などは不要）
- ② 「共生ビジョン」は、取り組みの成果を勘案しながら毎年度見直す。

○財政支援

- ① 「共生ビジョン」に基づく取り組み費用に対し、特別交付税が措置される。
 - ・ 中心市：4,000万円/年、程度を基本とし、人口、面積等を勘案して上限額を算定（複眼型は人口按分で算定）
 - ・ 連携市町：1市町村当たり上限1,000万円/年
- ② 共生ビジョンに基づく基幹施設の整備やネットワーク形成のための道路、通信インフラの整備に対し、「地域活性化事業債」の借り入れができる。
 - ・ 地域活性化事業債 借入可能額：事業費の90%分

（毎年の返済の際に、元利償還金の30%分が地方交付税で補填される）

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 1月 滝川市、砂川市が中心市宣言（複眼型）
- ・ 3月 連携市町で関連条例を提案、整備
- ・ 6月 協定締結の議案の提案
- ・ 9月までに“ビジョンを策定”

中空知地域における一部事務組合・広域連合の加入状況

団 体 名	設立 年月日	滝川市	芦別市	赤平市	砂川市	歌志内市	奈井江町	上砂川町	浦白町	新十津川町	雨竜町	中空知広域市町村圏組合 外
北空知学校給食組合	S42.8.14										○	北竜町、沼田町
奈井江、浦白町学校給食組合	S43.1.15						◎		○			
空知教育研修センター組合	S43.4.26	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	深川市ほか 16市町村
砂川地区保健衛生組合	S43.10.22				◎	○	○	○	○			
中空知衛生施設組合	S44.7.4	◎	○	○						○	○	
中空知広域市町村圏組合	S45.11.9	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
滝川地区広域消防事務組合	S47.3.28	◎								○	○	
砂川地区広域消防組合	S47.4.1				◎		○		○			
中空知広域水道企業団	S58.4.1	◎			○	○	○					
石狩川流域下水道組合	S60.11.24	◎	○	○	○	○	○	○	○	○		美唄市
西空知広域水道企業団	H7.3.28								○	◎	○	
空知中部広域連合	H10.7.6					○	◎	○	○	○	○	
中・北空知廃棄物処理広域連合	H22.2	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町(全14市町)

◎～事務所所在市町村

事務組合等を設置しない広域的取り組み

1. 広域的取り組みの状況

名称	市町村名	開始年月日	参加市町数	滝川市	芦別市	赤平市	砂川市	歌志内市	奈井江町	上砂川町	浦臼町	新十津川町	雨竜町	圏域外 その他事項
1	砂川市ことばの教室	S56.3	6				◎	○	○	○	○	○		
2	砂川市児童デイサービス事業	H3.7	6				◎	○	○	○	○	○		
3	砂川地区特別支援教育推進協議会	H19.4	6				◎	○	○	○	○	○		
4	施設の相互利用	H24.4	4					○	○	○	○			
5	保育所広域入所	H10.9	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	美唄市 (奈井江町とのみ協定)
6	医療連携	H17.10	2				○		○					
7	砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会	H23.4	2				◎		○					
8	消費者相談業務	H22.4	5	◎					○		○	○	○	
9	旅券の発給申請受理・交付事務	H23.7	4				◎	○	○	○				
10	奈井江町ほか3団体公平委員会	H10.8	4											●浦臼町 ●奈井江、浦臼学校給食組合 ●空知中部広域連合 事務所 奈井江町

◎～事務所の所在市町村

